

等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。
再生手続開始の申立てをすることができる。
第一項及び第二項の規定にかかるわらず、再生債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、再生手続開始の申立てをすることができる。
前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、再生事件は、先に再生手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。
(専属管轄)

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。
(再生事件の移送)
第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、再生事件を次に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。
一 再生債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所
二 再生債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所
三 第五条第二項に規定する地方裁判所
四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所
イ 第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所
ロ 再生債務者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
ハ 再生債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所
五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に再生事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所
(任意の口頭弁論等)

第八条 再生手続における期日の呼出しが、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によつてする。呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の調査をすることができる。
(期日の呼出し)
第九条 第二項の呼出しが、再生手続における期日の呼出しが、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相当と認める方法によつてする。
二 裁判所は、職権で、再生事件に関して必要な調査をすることができる。

10 前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、再生事件は、先に再生手続開始の申立てがあつた地方裁判所が管轄する。
--

11 (専属管轄)

12 第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

13 (再生事件の移送)

14 第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、再生事件を次に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。
--

15 第八条 再生手続における申立てその他の有体物をいきる情報が記載された紙その他の有体物をいきう。次項及び第四項において同じ。)をもつて所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするものを含む。)については、当該法令の規定にかかるわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とロ 再生債務者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
--

16 第九条 第八条の四 再生手続における申立てその他の有体物をいきる情報が記載された紙その他の有体物をいきう。次項及び第四項において同じ。)をもつて所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してもするものを含む。)については、当該法令の規定にかかるわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とロ 再生債務者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
--

17 第十条 第八条の五 再生手続に関する裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判所の主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所書記官に對してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかるわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とロ 再生債務者の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所

18 第十一条 第八条の六 第九条の登記による登記の嘱託等

19 第十二条 第八条の七 第十一条の登記による登記の嘱託等

20 第十三条 第八条の八 第十二条の登記による登記の嘱託等

21 第十四条 第八条の九 第十三条の登記による登記の嘱託等

22 第十五条 第八条の十 第十四条の登記による登記の嘱託等

23 第十六条 第八条の十一 第十五条の登記による登記の嘱託等

24 第十七条 第八条の十二 第十六条の登記による登記の嘱託等

25 第十八条 第八条の十三 第十七条の登記による登記の嘱託等

26 第十九条 第八条の十四 第十八条の登記による登記の嘱託等

27 第二十条 第八条の十五 第十九条の登記による登記の嘱託等

28 第二十一条 第八条の十六 第二十条の登記による登記の嘱託等

29 第二十二条 第八条の十七 第二十二条の登記による登記の嘱託等

30 第二十三条 第八条の十八 第二十三条の登記による登記の嘱託等

31 第二十四条 第八条の十九 第二十四条の登記による登記の嘱託等

32 第二十五条 第八条の二十 第二十五条の登記による登記の嘱託等

33 第二十六条 第八条の二十一 第二十六条の登記による登記の嘱託等

34 第二十七条 第八条の二十二 第二十七条の登記による登記の嘱託等

35 第二十八条 第八条の二十三 第二十八条の登記による登記の嘱託等

36 第二十九条 第八条の二十四 第二十九条の登記による登記の嘱託等

37 第三十条 第八条の二十五 第三十条の登記による登記の嘱託等

38 第三十一条 第八条の二十六 第三十一条の登記による登記の嘱託等

39 第三十二条 第八条の二十七 第三十二条の登記による登記の嘱託等

40 第三十三条 第八条の二十八 第三十三条の登記による登記の嘱託等

41 第三十四条 第八条の二十九 第三十四条の登記による登記の嘱託等

42 第三十五条 第八条の三十 第三十五条の登記による登記の嘱託等

43 第三十六条 第八条の三十一 第三十六条の登記による登記の嘱託等

44 第三十七条 第八条の三十二 第三十七条の登記による登記の嘱託等

45 第三十八条 第八条の三十三 第三十八条の登記による登記の嘱託等

46 第三十九条 第八条の三十四 第三十九条の登記による登記の嘱託等

47 第四十条 第八条の三十五 第四十条の登記による登記の嘱託等

48 第四十一条 第八条の三十六 第四十一条の登記による登記の嘱託等

49 第四十二条 第八条の三十七 第四十二条の登記による登記の嘱託等

50 第四十三条 第八条の三十八 第四十三条の登記による登記の嘱託等

51 第四十四条 第八条の三十九 第四十四条の登記による登記の嘱託等

52 第四十五条 第八条の四十 第四十五条の登記による登記の嘱託等

53 第四十六条 第八条の四十一 第四十六条の登記による登記の嘱託等

54 第四十七条 第八条の四十二 第四十七条の登記による登記の嘱託等

55 第四十八条 第八条の四十三 第四十八条の登記による登記の嘱託等

56 第四十九条 第八条の四十四 第四十九条の登記による登記の嘱託等

57 第五十条 第八条の四十五 第五十条の登記による登記の嘱託等

58 第五十一条 第八条の四十六 第五十一条の登記による登記の嘱託等

59 第五十二条 第八条の四十七 第五十二条の登記による登記の嘱託等

60 第五十三条 第八条の四十八 第五十三条の登記による登記の嘱託等

61 第五十四条 第八条の四十九 第五十四条の登記による登記の嘱託等

62 第五十五条 第八条の五十 第五十五条の登記による登記の嘱託等

63 第五十六条 第八条の五十一 第五十六条の登記による登記の嘱託等

64 第五十七条 第八条の五十二 第五十七条の登記による登記の嘱託等

<tbl_r cells="1" ix="

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対する第二十七条第七項の規定の適用については、同項中「当該命令が効力を失った日」とあるのは、「第二十九条第一項の規定による解除の決定があつた日」とする。
3 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。
6 (仮差押え、仮処分その他の保全処分)

第三十条 裁判所は、再生手続開始の申立てがあ

つた場合には、利害関係人の申立てにより又は

職権で、再生手続開始の申立てにつき決定があ

るまでの間、再生債務者の業務及び財産に関

し、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分

を命ずることができる。

2 裁判所は、前項の規定による保全処分を変更

し、又は取り消すことができる。

3 第一項の規定による保全処分及び前項の規定

による決定に対しては、即時抗告をすることが

できる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな

い。

5 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告に

ついての裁判があつた場合には、その裁判書を

当事者に送達しなければならない。この場合に

おいては、第十条第三項本文の規定は、適用し

ない。

6 裁判所が第一項の規定により再生債務者が再

生債権者に対して弁済その他の債務を消滅させ

ることを禁止する旨の保全処分を命

じた場合には、再生債権者は、再生手続の関係

においては、当該保全処分に反してされた弁済

その他の債務を消滅させる行為の効力を主張す

ることができない。ただし、再生債権者が、そ

の行為の当時、当該保全処分がされたことを知

(担保権の実行手続の中止命令)

第三十一条 裁判所は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生債権者の一般的利益

に適合し、かつ、競売申立人に不当な損害を及

ぼすおそれがないものと認めるときは、利害関

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 (再生手続開始と同時に定めるべき事項)

第三十二条 裁判所は、第二十一条に規定する要

件を満たす再生手続開始の申立てがあつたとき

は、第二十五条の規定によりこれを棄却する場

合を除き、再生手続開始の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生

ずる。

(再生手続開始の決定)

第三十三条 裁判所は、第二十一条に規定する要

件を満たす再生手続開始の申立てがあつたとき

は、第二十九条第一項、第六十四条第一項又は

第五十四条第一項、第六十四条第一項又は

第七十九条第一項前段の規定による処分がさ

れた場合における監督委員、管財人又は保全

管理人

前項の規定にかかわらず、再生債務者がその

財産をもつて約定後再生債権(再生債権者と

再生債務者との間ににおいて、再生手続開始前

に、当該再生債務者について破産手続が開始さ

れたとすれば当該破産手続におけるその配当の

順位が破産法(平成十六年法律第七十五号)第

九十九条第一項に規定する劣後の破産債権に後

れる旨の合意がされた債権をいう。以下同じ。)

に優先する債権に係る債務を完済することが

できる。

第三十四条 裁判所は、再生手続開始の決定と同

時に、再生債権の届出をすべき期間及び再生債

の調査をするための期間を定めなければならない。

2 前項の場合において、知りてている再生債権者

の数が千人以上であり、かつ、相当と認めると

い。

2 (再生手続開始と同時に定めるべき事項)

第三十五条 裁判所は、再生手続開始の決定をし

たときは、直ちに、次に掲げる事項を公告しな

ければならない。ただし、第一百六十九条の二第

二号に掲げる事項については、公告しない。

(再生手続開始の公告等)

第三十六条 再生手続開始の申立てについての裁

判に對しては、即時抗告をすることができる。

2 第二十六条から第三十条までの規定は、再生

手続開始の申立てを棄却する決定に對して前項

の即時抗告があつた場合について準用する。

(抗告)

第三十七条 再生手続開始の決定をした裁判所

は、前条第一項の即時抗告があつた場合において

、当該決定を取り消す決定が確定したとき

は、直ちにその主文を公告し、かつ、第三十五

条第三項各号に掲げる者(保全管理人及び同条

第四項の規定により通知を受けなかつた者を除

く。)にその主文を通知しなければならない。

ただし、第三十四条第二項の決定があつたとき

は、知りてている再生債権者に對しては、当該通

知をすることを要しない。

(再生手続開始決定の取消し)

第三十八条 再生債務者は、再生手続が開始され

た後も、その業務を遂行し、又はその財産(日

本国内にあるかどうかを問わない。第六十六条

及び第八十一条第一項において同じ。)を管理

し、若しくは处分する権利を有する。

2 再生手続が開始された場合には、再生債務者

は、債権者に対し、公平かつ誠実に、前項の權

利を使ひし、再生手續を追行する義務を負う。

3 前二項の規定は、第六十四条第一項の規定に

よる处分がされた場合には、適用しない。

(他の手続の中止等)

第三十九条 再生手続開始の決定があつたとき

は、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別

清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する

再生債権に基づく強制執行等若しくは再生債権

に基づく国外租税滞納処分又は再生債権に基づく財産開示手続若しくは第三者からの情報取得

手続の申立てはすることができず、破産手続、

再生債務者の財産に對して既にされていいる再生

債務者に対する執行停止の決定を受けていた

ときは、裁判所は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

2 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

3 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

4 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

5 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

6 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

7 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

8 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

9 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

10 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

11 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

12 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

13 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

14 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

15 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

16 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

17 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

18 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

19 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

20 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

21 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

22 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

23 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

24 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

25 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

26 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

27 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

28 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

29 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

30 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

31 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

32 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

33 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

34 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

35 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

36 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

37 前項の場合は、再生手続開始の申立てが

あつた場合において、再生手続開始前に

おいては、当該手続の申立てを棄却する。

38 前

債権に基づく強制執行等の手続及び再生債務権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。
裁判所は、再生に支障を来さないと認めるとときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、前項の規定により中止した再生債務権に基づく強制執行等の手続又は再生債務権に基づく租税滞納処分の続行を命ずることができ、再生のため必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、中止した再生債務権に基づく強制執行等の手続又は再生債務権に基づく外国租税滞納処分の取消しを命ずることができる。

3 再生手続開始の決定があつたときは、次に掲げる請求権は、共益債権とする。

一 第一項の規定により中止した破産手続における財団債権（破産法第百四十八条第一項第三号に掲げる請求権を除き、破産手続が開始されなかつた場合における同法第五十五条第二項及び第一百四十八条第四項に規定する請求権を含む。）

二 第一項の規定により効力を失つた手続のために再生債務者に対して生じた債権及びその手続に関する再生債務者に対する費用請求権

三 前項の規定により続行された手続に関する再生債務者に対する費用請求権

4 再生手続開始の決定があつたときは、再生手続が終了するまでの間（再生計画認可の決定が確定したときは、第一百八十二条第二項に規定する再生計画で定められた弁済期間が満了する時（その期間の満了前に再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時）までの間）は、罰金、科料及び追徴の時効は、進行しない。ただし、当該罰金、科料又は追徴に係る請求権が共益債権である場合は、この限りでない。

（訴訟手続の中止等）

第四十条 再生手続開始の決定があつたときは、再生債務者の財産関係の訴訟手続のうち再生債権に関するものは、中断する。

2 前項に規定する訴訟手続について、第一百七条第一項、第一百九条第二項（第一百十三第二項後段において準用する場合を含む。）又は第二百十三条第五項（第二百十九条第二項において準

用する場合を含む。)の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債務者は、当然訴訟手続を受継する。

3 前二項の規定は、再生債務者の財産関係の事件のうち再生債権に関するものであつて、再生手続開始当時行政庁に係属するものについて準用する。

(債権者代位訴訟等の取扱い)

第四十条の二 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第四百二十三条第一項、第四百二十三条の七若しくは第四百二十四条第一項の規定により再生債務者の提起した訴訟又は破産法の規定による否認の訴訟若しくは否認の請求を認容する決定に対する異議の訴訟が再生手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。

2 再生債務者等は、前項の規定により中断した訴訟手続のうち、民法第四百二十三条第一項又は第四百二十三条の七の規定により再生債務者の提起した訴訟に係るものを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

3 前項の場合においては、相手方の再生債権者に対する訴訟費用請求権は、共益債権とする。

4 第二項に規定する訴訟手続について同項の規定による受継があつた後に再生手続が終了したときは、第六十一条第四項において準用する同条第二項の規定により中断している場合を除き、当該訴訟手続は中断する。

5 前項の場合には、再生債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

6 第二項に規定する訴訟手続が第六十一条第四項において準用する同条第二項の規定により中断した後に再生手続が終了した場合には、同条第四項において準用する同条第三項の規定にかわらず、再生債務者において当該訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

7 第一項の規定により中断した訴訟手続について第二項又は第六十一条第一項の規定による受継があるまでに再生手続が終了したときは、再生債権者は、当該訴訟手続を当然受継する。

(再生債務者等の行為の制限)

第四十一条 裁判所は、再生手続開始後において、必要があると認めるときは、再生債務者等

が次に掲げる行為をするには裁判所の許可を得なければならないものとすることができる。

一 財産の処分

二 財産の譲受け

三 借財

四 第四十九条第一項の規定による契約の解除

五 訴えの提起

六 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）

七 権利の放棄

八 共益債権、一般優先債権又は第五十二条に規定する取戻権の承認

九 別除権の目的である財産の受戻し

十 その他裁判所の指定する行為

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

（営業等の譲渡）

第四十二条 再生手続開始後において、再生債務者等が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。この場合において、裁判所は、当該再生債務者の事業の再生のために必要であると認める場合に限り、許可をすることができる。

一 再生債務者の営業又は事業の全部又は重要な一部の譲渡

二 再生債務者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。口において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が再生債務者の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ 再生債務者が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社等の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

裁判所は、前項の許可をする場合には、知っている再生債務者（再生債務者が再生手続開始の時においてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合における当該約定劣後再生債権を有する者を除く。）の意見を聽かなければならぬものとすることができる。

ければならない。ただし、第百十七条第二項に規定する債権者委員会があるときは、その意見を聽けば足りる。

（事業等の譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可）

第四十三条 再生手続開始後において、株式会社である再生債務者がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、当該再生債務者の会社法第四百六十七条第一項第一号から第二号の二までに掲げる行為（以下この項及び第八項において「事業等の譲渡」という。）について同条第一項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可を与えることができる。ただし、当該事業等の譲渡が事業の継続のために必要である場合に限る。

2 前項の許可（以下この条において「代替許可」という。）の決定があつた場合には、その裁判書を再生債務者等に、その決定の要旨を記載した書面を株主に、それぞれ送達しなければならない。

3 代替許可の決定は、前項の規定による再生債務者等に対する送達がされた時から、効力を生ずる。

4 第二項の規定による株主に対する送達は、株主名簿に記載され、若しくは記録された住所又は株主が再生債務者等に通知した場所にあって、書類を通常の取扱いによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりすることができる。

5 前項の規定による送達をした場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）が通常到達すべきであった時に、送達があつたものとみなす。

6 替代許可の決定に対しては、株主は、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

つた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

(保全管理人の権限)

第八十一条 保全管理命令が発せられたときは、再生債務者の業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が再生債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

3 第四十一条の規定は、保全管理人について準用する。(保全管理人代理)

第八十二条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができ
る。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

(監督委員に関する規定等の保全管理人等への準用)

第八十三条 第五十四条第三項、第五十七条、第五十九条から第六十一条まで、第六十七条规定、第七十条、第七十二条、第七十四条から第一項、第七十七条第一項、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条第一項から第三項までの規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第七十六条第四項後段中「第六十五条第一項の規定による公告(再生手続開始の決定と同時に管理命令が発せられた場合は、第三十五条第一項の規定による公告)」とあるのは、「後任の管財人」とあるのは、「後任の保全管理人」と読み替えるものとする。

2 第六十七条第二項、第三項及び第五項の規定は保全管理命令が発せられた場合について、第六十八条第一項から第三項までの規定は保全管理命令が効力を失つた場合について準用する。

3 第六十七条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条第一項から第三項までの規定は、再生債務者の財産関係の事件で保全管理命令が発せられた場合について準用する。

せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。この場合において、第六十八条第一項及び第二項中「再生手続が終了したとき」とあらわれるのは「保全管理命令が効力を失つたとき」と読み替えるものとする。

第四章 再生債権

第一節 再生債権者の権利

第八十四条 再生債務者に對し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ)は、再生債権とする。

2 再生手続開始後の利息の請求権

3 再生債権の弁済の禁止

2 一再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三 再生手続参加の費用の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の利息の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

又は少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生活債権の事業の継続に著しい支障を來すときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより、その弁済をすることを許ることができる。

第八十五条の二 再生債務者等は、再生債務者財産に属する債権をもつて再生債権と相殺するこれが再生債権者の一般的の利益に適合するときは、裁判所の許可を得て、その相殺をすることができる。

第八十六条 再生債権者は、その有する再生債権をもつて再生手続に参加することができる。

第八十七条 再生債権者は、再生手続開始後に、この法律に特別の定めがある場合を除き、再生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させることのできる行為(免除を除く。)をすることができない。

2 再生債務者を主要な取引先とする中小企業者が再生債権の弁済を受けなければ、事業の継続に著しい支障を來すおそれがあるときは、裁判所は、再生計画認可の決定が確定する前でも、再生債務者等の申立てにより又は職権で、その全部又は一部の弁済をすることを許可することができる。

3 裁判所は、前項の規定による許可をする場合には、再生債務者と同項の中小企業者との取引の状況、再生債務者の資産状態、利害関係人の利害その他一切の事情を考慮しなければならない。

2 再生手続開始後に期限が到来すべき確定期の請求権をもつて再生手続に参加するには、別除権者の手続参加

3 第一項の規定にかかるわらず、再生債権者が再生手続開始の時に於いてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しない。

2 前項の規定にかかるわらず、再生債権者は、再生手続開始の時に於いてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しない。

3 第一項の規定にかかるわらず、再生債権者が再生手続開始の時に於いてその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にあるときは、当該約定劣後再生債権を有する者は、議決権を有しない。

第八十八条 別除権者は、当該別除権に係る第五十三条第一項に規定する担保権によつて担保される債権については、その別除権の行使によつて弁済を受けることができない債権の部分についてのみ、再生債権者として、その権利を行うことができる。ただし、当該担保権によつて担保される債権の全部又は一部が再生手続開始後に担保されないこととなつた場合には、その債権の当該全部又は一部について、再生債権者として、その権利を行うことができる。

(別除権者の手続参加)

第八十九条 再生債権者は、再生手続開始の決定があつた後に、再生債務者の財産で外国にあるものに對して権利を行使したことにより、再生債権について弁済を受けた場合であつても、その弁済を受ける前の債権の全部をもつて再生手続に参加することができる。

さられる額の合計額(その額が再生手続開始の時に於ける法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額)

6 第二項から前項までの規定は、約定劣後再生債権である再生債権については、適用しない。

イ 再生手続開始後に期限が到来すべき不確定のそののその理事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又はこれらに準ずる者について準用する。

第四章 再生債権

第一節 再生債権者の権利

第八十四条 再生債務者に對し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権(共益債権又は一般優先債権であるものを除く。次項において同じ)は、再生債権とする。

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

三 再生手続参加の費用の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の利息の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

二 再生手続開始後の利息の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

2 一 再生手続開始後の利息の請求権

2 前項の再生債権者は、他の再生債権者（同項の再生債権者が約定劣後再生債権を有する者である場合にあっては、他の約定劣後再生債権を有する者）が自己の受けた弁済と同一の割合の弁済を受けるまでは、再生手続により、弁済を受けることができない。

3 第一項の再生債権者は、外国において弁済を受けた債権の部分については、議決権を行使することができる。

（代理委員）

第九十条 再生債権者は、裁判所の許可を得て、共同して又は各別に、一人又は数人の代理委員を選任することができる。

1 裁判所は、再生手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、再生債権者に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を勧告することができる。

2 代理委員は、これを選任した再生債権者のために、再生手続に属する一切の行為をすることができる。

3 代理委員が数人あるときは、共同してその権限を行使する。ただし、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

4 裁判所は、代理委員の権限の行使が著しく不公正であると認めるときは、第一項の許可の決定又は次条第一項の選任の決定を取り消すことができる。

5 再生債権者は、いつでも、その選任した代理委員を解任することができる。

（裁判所による代理委員の選任）

第九十一条 裁判所は、共同の利益を有する再生債権者が著しく多数である場合において、これららの者のうちに前項の規定による勧告を受けたにもかかわらず同項の期間内に代理委員を選任しない者があり、かつ、代理委員の選任がなければ再生手続の進行に支障があると認められるときは、その者のために、相当と認める者を代理委員に選任することができる。

2 前項の規定により代理委員を選任するには、当該代理委員の同意を得なければならない。

3 第一項の規定により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、本人（その者のため）に同項の規定により代理委員が選任された者をいう。第六項において同じ。）が前条第一項の規定により選任したものとみなす。

4 第一項の規定により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

第一項の規定により選任された代理委員は、再生債務者財産から、次に掲げるものの支払を受けることができる。

一 前条第三項に規定する行為をするために必要な費用について、その前払又は支出額の償還

二 裁判所が相当と認める額の報酬

第一項の規定により代理委員が選任された場合における当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六百四十四条から第六百四十七条规定まで及び第六百五十四条の規定を準用する。

(報償金等)

第九十一条 裁判所は、再生債権者若しくは代理委員又はこれらの者の代理人が再生債務者の再生に貢献したと認められるときは、再生債務者等の申立てにより又は職権で、再生債務者等が、再生債務者財産から、これらの者に対するその事務処理に要した費用を償還し、又は報償金を支払うことを許可することができる。

前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(相殺権)

第九十二条 再生債権者が再生手続開始當時再生債務者に対して債務を負担する場合において、再生債権及び債務の双方が第九十四条第一項に規定する債権届出期間の満了前に相殺に適するようになったときは、再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。債務が期限付であるときも、同様とする。

再生債権者が再生手続開始當時再生債務者に対して負担する債務が賃料債務である場合には、再生債権者は、再生手続開始後にその弁済期が到来すべき賃料債務(前項の債権届出期間の満了後にその弁済期が到来すべきものを含む。次項において同じ。)については、再生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額を限度として、前項の債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、相殺をすることができる。

前項に規定する場合において、再生債権者が賃料債務について、再生手続開始後その弁済期に弁済をしたときは、再生債権者が有する敷金の返還請求権は、再生手続開始の時における賃料の六月分に相当する額(同項の規定により相

殺をする場合には、相殺により免れる債務債務の額を控除した額)の範囲内におけるその弁済額を限度として、共益債権とする。

4 前二項の規定は、地代又は小作料の支払を目的とする債務について準用する。

(相殺の禁止)

第九十三条 再生債務者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 再生手続開始後に再生債務者に対して債務を負担したとき。

二 支払不能(再生債務者が、支払能力を全く失つたために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下同じ。)になった後に契約によって負担する債務を専ら再生債権をもつてする相殺に供する目的で再生債務者の財産の処分を内容とする契約を再生債務者との間で締結し、又は再生債務者に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより再生債務者に対して債務を負担した場合であって、当該契約の締結の当时、支払不能であったことを知っていたときは、この限りでない。

三 支払の停止があった後に再生債務者に対して債務を負担した場合であって、その負担の停止が、再生手続開始の申立て等」といふ)があつた後に再生債務者に対し債務を負担した場合であつて、その負担の当时、再生手続開始の申立て等があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 再生手続開始、破産手続開始又は特別清算開始の申立て(以下この条及び次条において「再生手続開始の申立て等」といふ。)があつた後再生債務者に対し債務を負担した場合であつて、その負担の当时、再生手続開始の申立て等があつたことを知っていたとき。前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次の各号に掲げられる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一一 法定の原因

一 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを知った再生債務者が知つた時より前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

第九十三条の二 再生債務者に対して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

二 再生手続開始後に他人の再生債権を取得したとき。

三 支払不能になつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払不能であつたことを知つていたとき。

四 支払の停止があつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、支払の停止があつたことを知つていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時ににおいて支払不能でなかつたときは、この限りでない。

五 再生手続開始の申立て等があつた後に再生債権を取得した場合であつて、その取得の当時、再生手続開始の申立て等があつたことを知つていたとき。

六 前項第二号から第四号までの規定は、これらに規定する再生債権の取得が次の各号に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは再生手続開始の申立て等があつたことを再生債務者に対して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因

三 再生手続開始の申立て等があつた時より一年以上前に生じた原因

四 再生債務者に対して債務を負担する者と再生債務者との間の契約

第二節 再生債権の届出

(届出)

第九十四条 再生手続に参加しようとする再生債権者は、第三十四条第一項の規定により定められた再生債権の届出をすべき期間（以下「債権届出期間」という）内に、各債権について、その内容及び原因、約定劣後再生債権であるときはその旨、議決権の額その他最高裁判所が規則で定める事項を裁判所に届け出なければならぬ。

別除権者は、前項に規定する事項のほか、別除権の目的である財産及び別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額を届け出なければならない。

(届出の追完等)

第九十五条 再生債権者がその責めに帰することができない事由によつて債権届出期間内に届出をすることができないなかつた場合には、その事由が消滅した後一月以内に限り、その届出の追完をすることができる。

2 前項に定める届出の期間は、伸長し、
又は短縮することができない。

3 債権届出期間経過後に生じた再生債権について、その権利の発生した後一月の不变期間内に、届出をしなければならない。

4 第一項及び第三項の届出は、再生計画案を決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、再生債権者が、その責めに帰することができない事由によつて、届け出た事項について他の再生債権者の利益を害すべき変更を加える場合について準用する。

(届出名義の変更)

第六十一条 届出をした再生債権を取得した者は、債権届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができる。第一百条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を取得した者についても、同様とする。

(罰金、料金等の届出)

第六十二条 届出をした再生債権を有する者は、遅滞なく、当該請求権の額及び原因並びに当該請求権が共助対象外国租税の請求権である場合に是の旨を裁判所に届け出なければならない。

一 再生手続開始前の罰金、料金、刑事訴訟費用、追徴金又は過料の請求権(共益債権又は一般優先債権であるものを除く)。以下「再生手続開始前の罰金等」という。)

二 共助対象外国租税の請求権(共益債権又は一般優先債権であるものを除く。)

第九十八条 削除

第三節 再生債権の調査及び確定

(再生債権者表の作成等)

第九十九条 裁判所書記官は、届出があつた再生債権及び第一百条第三項の規定により再生債権者等が認否書に記載した再生債権について、再生債権者表を作成しなければならない。

2 前項の再生債権者表には、各債権について、その内容(約定劣後再生債権であるかどうかの別を含む。以下の節において同じ。)及び原因、議決権の額、第九十四条第二項に規定する債権の額その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 再生債権者表に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができない。

(再生債権の調査)

第一百条 裁判所による再生債権の調査は、前条第

二項に規定する事項について、再生債務者等が作成した認否書並びに再生債権者及び再生債務者(管財人が選任されている場合に限る。)の書面による異議に基づいてする。

(認否書の作成及び提出)

第一百一条 再生債務者等は、債権届出期間内に届出があつた再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成しなければならない。

2 再生債務者等は、第九十五条の規定による届出又は届出事項の変更があつた再生債権についても、その内容及び議決権(当該届出事項の変更があった場合には、変更後の内容及び議決権)についての認否を前項の認否書に記載することができる。

3 再生債務者等は、届出がされていない再生債権があることを知つていて場合には、当該再生債権について、自認する内容その他の最高裁判所規則で定める事項を第一項の認否書に記載しなければならない。

4 再生債務者等は、前項の規定による届出があつた再生債権の届出期間内に約定劣後再生債権の届出がなかつたときは、前項の規定は、約定劣後再生債権で再生債務者等が知つているものについては、適用しない。

5 再生債務者等は、第三十四条第一項に規定する再生債権の調査をするための期間(以下「一般調査期間」という。)前裁判所の定める期間までに、前各項の規定により作成した認否書を裁判所に提出しなければならない。

6 前項の規定により提出された認否書に、第一項に規定する再生債権の内容又は議決権についての認否の記載がないときは、再生債務者等において、これを認めたものとみなす。当該認否書に第二項に規定する再生債権の内容又は議決権のいずれかについての認否の記載がない場合についても、同様とする。

(一般調査期間における調査)

第一百二条 届出をした再生債権者(以下「届出再生債権者」という。)は、一般調査期間内に、

裁判所に対し、前条第一項若しくは第二項に規定する再生債権の内容若しくは議決権又は同条第三項の規定により認否書に記載された再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

(特別調査期間における費用の予納)

第一百三条 前条第一項本文の場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、同条第二項の再生債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法

が告知することによって、その効力を生ずる。

3 第一項の規定による処分に対するは、その告

知を受けた日から一週間の不变期間内に、異議の申立てをすることができる。

前項に規定する再生債権の内容について、書面で、異議を述べることができる。

2 前項の規定による送達は、第四十三条第四項

に規定する方法によりすることができる。

3 前項の規定による送達をした場合においては、再生債務者(債権届出期間の経過前にあつては、知っている再生債権者)に送達しなければならない。

4 前項の規定による却下の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

5 第一項の場合において、同項の再生債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした再生債権の届出

が認め、かつ、調査期間内に届出再生債権者等が認否書に記載された再生債権について、その内容は、確定する。

6 前項の規定による却下の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(再生債権の調査の結果)

第一百四条 再生債権の調査において、再生債務者

の異議がなかつたときは、その再生債権の内容又は議決権の額(第一百条第三項の規定により

認否書に記載された再生債権について、その内容は、確定する。

(特別調査期間における調査)

第一百五条 裁判所は、第九十五条の規定による届出があり、又は届出事項の変更があつた再生債権について、その郵便物等が通常到達すべきであつた時に、送達があつたものとみなす。

(特別調査期間における調査)

第一百六条 裁判所は、第九十五条の規定による届出があつた再生債権について、その内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載している場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、特別調査期間に関する費用は、当該再生債権を有する者の負担とする。

3 再生債務者等は、特別調査期間に係る再生債権で再生債務者等が知つているものについては、適用しない。

4 再生債務者等は、前項の規定は、約定劣後再生債権で再生債務者等が前項の再生債権についての認否を記載した認否書を作成し、特別調査期間前

の規定により認否書に当該再生債権の内容又は議決権についての認否を記載している場合は、この限りでない。

5 前項の規定により提出された認否書に、第一項に規定する再生債権の内容又は議決権についての認否の記載がないときは、再生債務者等において、これを認めたものとみなす。当該認否書に第二項に規定する再生債権の内容又は議決権のいずれかについての認否の記載がない場合についても、同様とする。

(特別調査期間における費用の予納)

第一百三条 前条第一項本文の場合には、裁判所

の期間を定め、同条第二項の再生債権を有する者に対し、同項の費用の予納を命じなければならない。

2 前項の規定による処分は、相当と認める方法

4 前項の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。

5 第一項の場合において、同項の再生債権を有する者が同項の費用の予納をしないときは、裁判所は、決定で、その者がした再生債権の届出

が認め、かつ、調査期間内に届出再生債権者等を審尋しなければならない。

6 第一項本文の査定の申立てについての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達し

られる。

7 第一項の規定による却下の決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(再生債権の査定)

第一百四条 裁判所による再生債権の査定は、前条第

二項に規定する事項について、再生債務者等が作成した認否書並びに再生債権者及び再生債務者(管財人が選任されている場合に限る。)の書面による異議に基づいてする。

2 再生債務者等は、管財人及び届出再生債権者にあつては、その者がした再生債権の届出

が認め、かつ、調査期間内に届出再生債権者等を審尋しなければならない。

3 第一項本文の査定の申立てについての裁判が

ある。

4 査定の裁判においては、異議等のある再生債権について、その債権の存否及びその内容を定める。

5 裁判所は、査定の裁判をする場合には、異議

者等を審尋しなければならない。

6 第一項本文の査定の申立てについての裁判が

あつた場合には、その裁判書を当事者に送達し

- は、その者を呼び出さなければならない。ただし、第三十四条第二項の決定があつたときは、再生計画案の決議をするための債権者集会の期日を除き、届出再生債権者を呼び出すことを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる事項を公告しなければならない。

3 債権者集会の期日は、労働組合等に通知しなければならない。

4 裁判所は、債権者集会の期日及び会議の目的である事項を公告しなければならない。

5 債権者集会の期日においてその延期又は続行について言渡しがあつたときは、第一項及び前二項の規定は、適用しない。

(債権者集会の指揮)

第一百六条 債権者集会は、裁判所が指揮する。
(債権者委員会)

第一百七条 裁判所は、再生債権者をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、当該委員会が、この法律の定めるところにより、再生手続に関与することを承認することができる。ただし、次に掲げる要件すべてを具備する場合に限る。

一 委員の数が、三人以上最高裁判所規則で定める人数以内であること。

二 再生債権者の過半数が当該委員会が再生手続に関与することについて同意していると認められること。

三 当該委員会が再生債権者全体の利益を適切に代表すると認められること。

裁判所は、必要があると認めるときは、再生手続において、前項の規定により承認された委員会（以下「債権者委員会」という。）に対して、意見の陳述を求めることができる。

4 債権者委員会は、再生手続において、裁判所、再生債務者等又は監督委員に対し、意見を述べることができる。

5 裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、いつでも第一項の規定による承認を取り消すことができる。

(債権者委員会の意見聴取)

- (債権者委員会の意見聴取)
第二百十八条 裁判所書記官は、前条第一項の規定による承認があつたときは、遅滞なく、再生債務者等に對して、その旨を通知しなければならない。
2 再生債務者等は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、再生債務者の業務及び財産の管理に関する事項について、債権者委員会の意見を聽かなければならぬ。
(再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務)
第二百十八条の二 再生債務者等は、第二百二十四条第二項又は第二百五十五条第一項若しくは第二項の規定により報告書等(報告書、財産目録又は貸借対照表をいう。以下この条において同じ。)を裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該報告書等を債権者委員会にも提出しなければならない。
再生債務者等は、前項の場合において、当該報告書等に第十七条第一項に規定する支障部分に該当する部分があると主張して同項の申立てをしたときは、当該部分を除いた報告書等を債権者委員会に提出すれば足りる。(再生債務者等に対する報告命令)
第二百十八条の三 債権者委員会は、再生債権者全体の利益のために必要があるときは、裁判所に對し、再生債務者等に再生債務者の業務及び財産の管理状況その他再生債務者の事業の再生に關し必要な事項について第二百五十五条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。
2 前項の規定による申出を受けた裁判所は、當該申出が相當であると認めるときは、再生債務者等に対し、第二百五十五条第二項の規定による報告をすることを命じなければならない。
第五章 共益債権、一般優先債権及び開始後債権
(共益債権となる請求権)
第一百十九条 次に掲げる請求権は、共益債権とする。
一 再生債務者の共同の利益のためにする裁判上の費用の請求権
二 再生手続開始後の再生債務者の業務、生活並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権
三 再生計画の遂行に関する費用の請求権(再生手続終了後に生じたものを除く。)

四 第六十一條第一項（第六十三條、第七十八

ることによって消滅した債権の価額を限度とする。

否認権を有する監督委員又は管財人は、第一項に規定する行為を転得者に対する否認権の行使によって否認しようとするときは、第一百三十二条第一項の規定により再生債務者財産に復すべき財産の返還に代えて、転得者に対し、当該財産の価額から前各項の規定により共益債権となる額（第一百三十二条の二第一項第一号に掲げる場合（第一項ただし書に該当するときを除く。）にあっては、再生債務者の受けた反対給付の価額）を控除した額の償還を請求することができる。（相手方の債権に関する転得者の権利）

第一百三十四条の三 再生債務者がした第一百二十七条の三第一項に規定する行為が転得者に対する否認権の行使によって否認された場合において、転得者がその受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、転得者は、当該行為がその相手方に対する否認権の行使によって否認されたとすれば第一百三十三条の規定により原状に復すべき当該行為の相手方の債権を行使することができる。この場合には、前条第四項の規定を準用する。（否認権のための保全処分）

第一百三十四条の四 裁判所は、再生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間において、否認権を保全するため必要があると認めるときは、利害関係人（保全管理人が選任されている場合にあつては、保全管理人の申立てにより又は職権で、仮差押さえ、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。前項の規定による保全処分は、担保を立てさせて、又は立てさせないで命ずることができるもの。前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合に

おいては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

前各項の規定は、再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して第三十六条第一項の即時抗告があつた場合について準用する。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

第一百三十四条の五 前条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分が命じられた場合において、再生手続開始の決定があつたときは、否認権を有する監督委員又は管財人は、当該保全処分に係る手続を続行することができる。

（保全処分に係る手続の続行と担保の取扱い）

ない。

この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（否認の請求の手続）

ある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができ

る。（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え）

前各項の規定は、相手方は、当該訴

訴の口頭弁論の終結に至るまで、再生債務者を

被告として、当該訴訟の目的である権利又は訴

に参加することができる。

（訴訟手続）

前項に規定する場合には、相手方は、当該訴

訟の口頭弁論の終結に至るまで、再生債務者を

被告として、当該訴訟の目的である権利又は訴

に参加することができる。

（訴訟手續）

(否認の訴え等の中止及び受継)

第一百四十二条

次の各号に掲げる裁判が取り消された場合には、当該各号に定める訴訟手続は、中断する。

一 監督命令又は第五十六条第一項の規定による裁判 - 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え若しくは第百三十七条第一項の訴えに係る訴訟手続 - 否認権限を有する監督委員が第百三十八条第一項の規定による裁判 - 管財人が当事者である第百三十一条第一項の訴えに係る訴訟手続又は管財人が受継した前条第一項に規定する訴訟手続により中断した訴訟手続、その手続

二 管理命令

管財人が当事者である第百三十一条第一項の訴えに係る訴訟手続又は管財人が受継した前条第一項に規定する訴訟手続、その手続

三 第三百八十九条第一項の規定により中断する。

四 裁判所は、法人である再生債務者が選任された場合には、その監督委員又は管財人が選任された場合には、その監督委員又は管財人においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

五 法人の役員の責任の追及

（法人の役員の財産に対する保全処分）

六 第三百九十条

裁判所は、法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつた場合には、必要があると認めるときは、再生債務者の理

事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又

はこれらに準ずる者（以下この条から第百四十五条までにおいて「役員」という。）の責任に基づく損害賠償請求権につき、役員の財産に対する保全処分をることができる。

七 第三百九十二条

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、再生手続開始の決定をする前でも、再生債務者（保全管理人が選任されている場合においては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、前項に規定する場合において管財人が選任されることは、前項の保全処分をすることができる。

八 第三百九十三条

裁判所は、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

九 第三百九十四条

第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しても、即時抗告することができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五百三十九条第一項の規定による訴訟手続についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（損害賠償請求権の査定の申立て等）

をした者であるときは役員を、それぞれ被告とななければならない。

（担保権の表示）

（否認の訴え等の中止及び受継）

第一百四十二条 次の各号に掲げる裁判が取り消された場合には、当該各号に定める訴訟手続は、中断する。

一 監督命令又は第五十六条第一項の規定による裁判 - 否認権限を有する監督委員が当事者である否認の訴え若しくは第百三十七条第一項の訴えに係る訴訟手続 - 否認権限を有する監督委員が受継した前条第一項に規定する訴訟手続、その手続

二 管理命令

管財人が当事者である第百三十一条第一項の訴えに係る訴訟手続又は管財人が受継した前条第一項に規定する訴訟手続、その手続

三 第三百八十九条第一項の規定により中断する。

四 裁判所は、法人である再生債務者が選任された場合には、その監督委員又は管財人が選任された場合には、その監督委員又は管財人においてこれを受け継がなければならぬ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

五 法人の役員の責任の追及

（法人の役員の財産に対する保全処分）

六 第三百九十条

裁判所は、法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつた場合には、必要があると認めるときは、再生債務者の理

事、取締役、執行役、監事、監査役、清算人又

はこれらに準ずる者（以下この条から第百四十五条规定する）の責任に基づく損害賠償請求権につき、役員の財産に対する保全処分をができる。

七 第三百九十二条

裁判所は、緊急の必要があると認めるときは、再生手続開始の決定をする前でも、再生債務者（保全管理人が選任されている場合においては、保全管理人）の申立てにより又は職権で、前項に規定する場合において管財人が選任されることは、前項の保全処分をすることができる。

八 第三百九十三条

裁判所は、第一項の規定による保全処分を変更し、又は取り消すことができる。

九 第三百九十四条

第一項若しくは第二項の規定による保全処分又は前項の規定による決定に対しても、即時抗告することができる。

（損害賠償請求権の査定の申立て等）

き、評価人を選任し、財産の評価を命じなければならない。

2 前項の場合には、再生裁判所は、評価人の評価に基づき、決定で、財産の価額を定めなければならない。

3 担保権者が数人ある場合には、前項の決定は、担保権者の全員につき前条第一項の期間（同条第二項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間。第百五十二条第一項において「請求期間」という。）が経過した後にならなければならない。この場合において、数個の価額決定の請求事件が同時に係属するときは、事件を併合して裁判しなければならない。

4 第二項の決定は、価額決定の請求をしなかつた担保権者に対して、その効力を有する。

5 価額決定の請求についての決定に対しては、再生債務者等及び担保権者は、即時抗告をすることができる。

6 価額決定の請求についての決定又は前項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を再生債務者等及び担保権者に送達しなければならない。この場合においては、第十条第三項本文の規定は、適用しない。

（費用の負担）

第百五十二条 価額決定の請求に係る手続に要した費用は、前条第二項の決定により定められた費用が、申出額を超える場合には再生債務者の負担とし、申出額を超えない場合には価額決定の請求をした者の負担とする。ただし、申出額を超える額が当該費用の額に満たないときは、当該費用のうち、その超える額に相当する部分は再生債務者の負担とし、その余の部分は価額決定の請求をした者の負担とする。

2 前条第五項の即時抗告に係る手続に要した費用は、当該即時抗告をした者の負担とする。

3 第一条の規定により再生債務者に対し費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項の規定により納付された金銭について、他の担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

4 次条第四項の場合には、第一項及び第二項の費用は、これらの規定にかかわらず、再生債務者の負担とする。この場合においては、再生債務者に対する費用請求権は、共益債権とする。（価額に相当する金銭の納付等）

第百五十二条 再生債務者等は、請求期間内に価額決定の請求がなかつたとき、又は価額決定の

請求のすべてが取り下げられ、若しくは却下されたときは申出額に相当する金額を、第百五十条第二項の決定が確定したときは当該決定により定められた価額に相当する金額を、裁判所の定める期限までに裁判所に納付しなければならない。

2 担保権者の有する担保権は、前項の規定による金額の納付があった時に消滅する。

3 第一項の規定による金額の納付があつたときは、裁判所書記官は、消滅した担保権に係る登記又は登録の抹消を嘱託しなければならない。

4 再生債務者等が第一項の規定による金額の納付をしないときは、裁判所は、第百四十八条第一項の許可を取り消さなければならない。（配当等の実施）

第百五十三条 裁判所は、前条第一項の規定による金額の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて、担保権者に対する配当を実施しなければならない。

2 担保権者が一人である場合又は担保権者が二人以上であつて前条第一項の規定により納付された金銭で各担保権者の有する担保権によつて担保される債権及び第百五十二条第一項の規定により再生債務者の負担すべき費用を弁済することができる場合には、裁判所は、当該金銭の交付計算書を作成して、担保権者に弁済金を交付し、剩余金を再生債務者等に交付する。

3 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は第一項の配当の手続について、同法第八十八条、第九十一条及び第九十二条の規定は前項の規定による弁済金の交付の手続について準用する。

第七章 再生計画

第一节 再生計画の条項

（再生計画の条項）

第百五十四条 再生計画においては、次に掲げる事項に関する条項を定めなければならない。

1 全部又は一部の再生債権者の権利の変更

2 共益債権及び一般優先債権の弁済

3 知りていてる開始後債権があるときは、その内容

4 第一条の規定により再生債務者に対する費用請求権を有する者は、その費用に関し、次条第一項の規定により納付された金銭について、他の担保権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

5 再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徵収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。（権利の変更の一般的基準）

第百五十五条 再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならぬ。ただし、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをし、その他これら者の間に差を設けても公平を害しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかると、約定期後再生債権の届出がある場合における再生計画においては、再生債権（約定期後再生債権を除く。）を有する者と約定期後再生債権を有する者との間においては、第三十五条第四項に規定する配当の順位についての合意の内容を考慮して、再生計画の内容に公正かつ平衡な差を設けなければならない。

3 再生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合を除き、再生計画認可の決定の確定から十年を超えない範囲で、その債務の期限を定めるものとする。

4 再生手続開始前の罰金等については、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。再生手続開始前の共助対象外国租税の請求権について、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徵収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。（別除権者の権利に関する定め）

第百五十六条 別除権の行使によって弁済を受けることができる債権の部分が確定していない再生債権を有する者があるときは、再生計画において、その債権の部分が確定した場合における再生債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

2 前項に規定する再生債権を担保する根抵当権の元本が確定している場合には、その根抵当権の被担保債権のうち極度額を超える部分について、第百五十六条の一般的基準に従い、仮払に関する定めをすることができる。この場合においては、当該根抵当権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分が確定した場合

第四節 再生計画の認可等

(再生計画の認可又は不認可の決定)
第一百七十四条 再生計画案が可決された場合には、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。
一 再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、再生手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

二 再生計画が遂行される見込みがないとき。

三 再生計画の決議が不正の方法によつて成立するに至つたとき。

四 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき。

五 第百十五条第一項本文に規定する者及び労働組合等は、再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

4 再生計画の認可又は不認可の決定があつた場合は、第百十五条第一項本文に規定する者に対する、その主旨及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 前項に規定する場合には、同項の決定があつた旨を労働組合等に通知しなければならない。(約定劣後再生債権の届出がある場合における認可等の特則)

第一百七十四条の二

第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれ行う場合において、再生債権を有する者は約定劣後再生債権を有する者のいすれかについて同条第一項各号のいずれかに該当する場合に準じて公正かつ平衡に当該債権を有する者を保護する条項を定めて、再生計画認可の決定をすることができる。

2 第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれ行うべき場合において、再生計画案について、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいすれかに該当する場合に、再生手続が開始された場合において、再生債権を有する者が再生債権のため、かつ、それらの権利を有する者に対して効力を有する。

2 再生計画は、別除権者が有する第五十三条第一項に規定する担保権、再生債権者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対し有する権利及び再生債務者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

ずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られないことが明らかなものがあるときは、裁判所は、再生計画案の作成者の申立てにより、あらかじめ、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者のため

に前項に規定する条項を定めて、再生計画案を作成することを許可することができる。この場合において、その同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者は、当該再生計画案の決議において議決権行使することができない。

3 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、申立て及び同意を得られないことが明らかな種類の債権を有する者のうち一人以上の意見を聴かなければならぬ。

4 再生計画の認可又は不認可の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の規定にかかるわらず、再生債務者が再生手続開始の時に於てその財産をもつて約定劣後再生債権に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合には、約定劣後再生債権を有する者は、再生計画の内容が約定劣後再生債権を有する者の間で第百五十五条第一項に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告することができない。

6 再生計画の認可又は不認可の決定に對しては、即時抗告をすることができる。

7 前項の規定にかかるわらず、再生債務者が再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

8 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

9 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

10 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

11 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

12 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

13 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

14 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

15 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

16 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手続開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

17 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

18 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

19 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

20 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

21 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

22 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

23 再生計画の認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

(再生債権の免責)

第一百七十八条 再生計画認可の決定が確定したときは、再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、再生債務者は、すべての再生債権について、その責任を免れる。

1 再生債務者がその責めに帰することができる事由により債権届出期間内に届出をする限りでない。

2 前項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求権についての同項の規定による免責の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

3 前項の規定により変更された後の権利に對しては、即時抗告をすることができる。

4 前項の規定する再生債権者及び第百一条第三項の規定により認否書に記載された再生債権を有する再生債権者に優先する債権に係る債務を完済することができない状態にある場合には、約定劣後再生債権を有する者は、再生計画の内容が約定劣後再生債権を有する者の間で第百五十五条第一項に違反することを理由とする場合を除き、即時抗告することができない。

5 前項の規定にかかるわらず、再生債務者の権利は、再生計画の定めに従い、変更される。

6 前項の規定する再生債権者は、その有する債権が確定している場合に限り、再生計画の定めによつて認められた権利を行使することができない。

7 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

8 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

9 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

10 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

11 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

12 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

13 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

14 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

15 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

16 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

17 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

18 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

19 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

20 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

21 前項の規定にかかるわらず、即時抗告をすることができない。

の届出がない場合における約定劣後再生債権を除く。)は、第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

1 再生債権者がその責めに帰することができる事由により債権届出期間内に届出をすることができるが、この限りでない。

2 第九十五条第四項に規定する決定前に消滅しなかつたもの

3 第百一条第三項に規定する場合において、再生債務者が同項の規定による記載をしなかつた再生債権

4 前項第三号の規定により変更された後の権利については、再生計画で定められた弁済期間が満了する時(その期間の満了前に、再生計画に基づく弁済が完了した場合又は再生計画が取り消された場合にあつては弁済が完了した時又は再生計画が取り消された時)までの間は、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為(免除を除く。)をすることができない。

5 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

6 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

7 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

8 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

9 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

10 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

11 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

12 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

13 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

14 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

15 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

16 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

17 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

18 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

19 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

20 再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手續開始前の罰金等についても、前項と同様に規定する。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

は、会社法第百十六条、第百十七条、第百八十九条の四及び第一百八十二条の五の規定は、適用しない。

前項の場合には、会社法第二百三十五条第二項において準用する同法第二百三十四条第二項の許可の申立てに係る事件は、再生裁判所が管轄する。

4 第百四十三条第三項の規定により再生計画において資本金の額の減少に関する条項を定めたときは、認可された再生計画の定めによつて、資本金の額の減少をすることができる。この場合においては、会社法第四百四十九条及び第七百四十条の規定は、適用しない。

5 前項の場合には、会社法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号の規定にかかわらず、資本金の額の減少について、その無効の訴えを提起することができない。

6 第百五十四条第三項の規定により再生計画において再生債務者が発行することができる株式の総数についての定款の変更に関する条項を定めたときは、定款は、再生計画認可の決定が確定した時に再生計画の定めによつて変更される。

7 第二項、第四項又は前項の規定により、認められた再生計画の定めによる株式の併合、資本金の額の減少又は定款の変更があつた場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(再生計画の取扱い)

第一項の規定に従つて、再生計画の定めによる株式の併合、資本金の額の減少又は定款の変更があつた場合には、当該事項に係る登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

2 会社法第二百一条第三項から第五項までの規定は、前項の募集による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁定は、前項の規定によつて準用する。

3 第一項の募集株式を引き受ける者の募集による変更の登記の申請書には、再生計画認可の裁判書の謄本又は抄本を添付しなければならぬ。

(中止した手続等の失効)

第百八十四条 再生計画認可の決定が確定したときは、第三十九条第一項の規定により中止した

手續又は処分は、その効力を失う。ただし、同条第三項の規定により続行された手續又は処分

(不認可の決定が確定した場合の再生債権者表の記載の効力) については、この限りでない。

第百八十五条 再生計画不認可の決定が確定したときは、確定した再生債権については、再生債権者表の記載は、再生債務者に対し、確定判決と同一の効力を有する。ただし、再生債務者が

第百二条第二項又は第三百三十四条の規定による異議を述べたときは、この限りでない。

2 前項の場合には、再生債権者は、再生債務者に対し、再生債権者表の記載により強制執行をすることができる。

(第八章 再生計画認可後の手続)

第百八十六条 再生計画認可の決定が確定したときは、再生債務者等は、速やかに、再生計画を遂行しなければならない。

2 前項に規定する場合において、監督委員が選任されているときは、当該監督委員は、再生債務者の再生計画の遂行を監督する。

3 裁判所は、再生計画の遂行を確実にするため必要があると認めるときは、再生債務者等又は再生のため債務を負担し、若しくは担保を提供する者に対するべきことを命ずることができ

る。

1 再生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利を有する者

2 異議等のある再生債権でその確定手続が終了していないものを有する者

3 別除権の行使によつて弁済を受けることができない債権の部分が確定していない再生債

權を有する者

4 民事訴訟法第七十六条、第七十七条、第七十一条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

5 裁判所は、再生手続終結の決定をしたとき定があつたときは、その効力を失う。

6 第四項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 第四項の決定が確定した場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復すたときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

(再生計画の取消し)

第百八十九条 再生計画認可の決定が確定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。

2 一 再生計画が不正の方法により成立したこと。

3 二 再生債務者等が再生計画の履行を怠ったこと。

2 前項の規定により再生債権者に不利な影響を及ぼすものと認められる再生計画の変更の申立てがあつた場合には、再生計画案の提出があつた場合の手續に関する規定を準用する。ただし、再生計画の変更によつて不利な影響を受けない再生債権者は、手續に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者(変更計画案について決議をするための債権者集会に出席した者を除く)であつての債権者が、手續に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者(変更計画案について決議をするための債権者集会に出席した者を除く)であつての債権者(同号の事由を主張したときは、若しくはこれを知りながら主張しなかつたときは、再生債権者が再生計画認可の決定に同意したものとみなす)。

3 第百七十五条及び第七十六条の規定は、再生計画変更の決定があつた場合について準用する。

(再生手続の終結)

第百八十八条 裁判所は、再生計画認可の決定が確定したときは、監督委員又は管財人が選任されている場合を除き、再生手続終結の決定をしなければならない。

2 裁判所は、監督委員が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画認可の決定が確定した後三年を経過したときは、再生債務者若しくは監督委員の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

3 裁判所は、管財人が選任されている場合において、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至ったときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

4 裁判所は、再生計画取消しの決定をしたときは、直ちに、その裁判書を第一項の申立てをした者及び再生債務者等に送達し、かつ、その文及び理由の要旨を公告しなければならない。

5 第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告することができる。

6 第四項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 第四項の決定が確定した場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復すたときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

8 第百八十五条の規定は第四項の決定が確定した場合について、前条第四項の規定は再生手続終了前に第四項の決定が確定した場合について適用する。

(破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合の取扱い等)

第百九十条 再生計画の履行完了前に、再生債務者について破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復すた。

2 第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であつた破産債権について得た権利に影響を及ぼさない。

2 第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であつた破産債権については、その破産債権の額は、従前の再生債権の

四条第二項に規定する監督委員の同意を得ないで同項の行為をしたこと。

前項第一号に掲げる事由を理由とする同項の手續又は処分は、その効力を失う。ただし、同

手續に参加させることを要せず、また、変更計画案について議決権を行使しない者(変更計画案について決議をするための債権者集会に出席した者を除く)であつての債権者(同号の事由を主張したときは、若しくはこれを知りながら主張しなかつたときは、再生債権者が再生計画認可の決定に同意したものとみなす)。

3 第一項第二号に掲げる事由を理由とする同項の申立ては、再生計画の定めによつて認められることを知った時から一日を経過したとき、又は再生計画認可の決定が確定した時から二年を経過したときは、することができない。

4 第一項第二号に掲げる事由を理由とする同項の申立てでは、再生計画の定めによつて認められることを知った時から一日を経過したとき、又は再生計画認可の決定が確定した時から二年を経過したときは、することができない。

5 第一項の申立てについての裁判に対しても、即時抗告することができる。

6 第四項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

7 第四項の決定が確定した場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復すたときは、再生債務者若しくは管財人の申立てにより又は職権で、再生手続終結の決定をしなければならない。

8 第百八十五条の規定は第四項の決定が確定した場合について、前条第四項の規定は再生手続終了前に第四項の決定が確定した場合について適用する。

(破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合の取扱い等)

第百九十条 再生計画の履行完了前に、再生債務者について破産手続開始の決定又は新たな再生手続開始の決定がされた場合には、再生計画によつて変更された再生債権は、原状に復すた。

2 第百八十五条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の破産手続開始の決定に係る破産手続においては、再生債権であつた破産債権については、その破産債権の額は、従前の再生債権の

に掲げる債権について、それぞれ当該各号に定める内容を定める。

が到来する住宅資金貸付債権の元本（再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたとすれば弁済期が到来しないものを除く。）及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息（住宅資金貸付契約において定められた約定利率による利息をいう。以下この条において同じ。）並びに再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償（その全額を、再生計画（住宅資金特別条項を除く。）で定める弁済期間（当該期間が五年を超える場合にあっては、再生計画認可の決定の確定から五年。第三項において「一般弁済期間」という。）内に支払うこと。）

二 再生計画認可の決定の確定時までに弁済期が到来しない住宅資金貸付債権の元本（再生債務者が期限の利益を喪失しなかつたとすれば弁済期が到来しないものを含む。）及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定利息（住宅資金貸付契約における債務の不履行がない場合についての弁済の時期及び額に関する約定に従つて支払うこと。）

前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、住宅資金特別条項において、住宅資金貸付債権に係る債務の弁済期を住宅資金貸付契約において定められた最終の弁済期（以下この項及び第四項において「約定最終弁済期」という。）から後日の日に定めることができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならぬ。

一 次に掲げる債権について、その全額を支払うものであること。

イ 住宅資金貸付債権の元本及びこれに対する再生計画認可の決定の確定後の住宅約定期利息

ロ 再生計画認可の決定の確定時までに生ずる住宅資金貸付債権の利息及び不履行による損害賠償

三 第一号に掲げる債権については、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におむね沿うものであること。
前項の規定による住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の見込みがない場合には、一般弁済期間の範囲内で定める期間（以下この項において「元本猶予期間」という。）中は、住宅資金貸付債権の元本の一部及び住宅資金貸付債権の元本に対する元本猶予期間中の住宅約定利息のみを支払うものとができる。この場合における権利の変更の内容は、次に掲げる要件のすべてを具備するものでなければならぬ。
い。 前項第一号及び第二号に掲げる要件がある

二 前項第一号イに掲げる債権についての元本猶予期間を経過した後の弁済期及び弁済額の定めについては、一定の基準により住宅資金貸付契約における弁済期と弁済期との間隔及

4
び各弁済期における弁済額が定められている場合には、当該基準におおむね沿うものであること。
住宅資金特別条項によつて権利の変更を受け

る者の同意がある場合には、前三項の規定にかかるわらず、約定最終弁済期から十年を超えて住宅資金貸付債権に係る債務の期限を猶予する」とその他前三項に規定する変更以外の変更をす

5 ることを内容とする住宅資金特別条項を定める
ことができる。
住宅資金特別別条項によって権利の変更を受け
る者と他の再生債権者との間については第百五

十五条第一項の規定を、住宅資金特別条項については同条第三項の規定を、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受ける者については第百六十条及び第一百六十五条第二項の規定を適用し

（住宅資金特別条項を定めた再生計画案の提出等）

二 る損害賠償
住宅資金特別条項による変更後の最終の弁

再生計画案が提出され、かつ、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに届出再生債権者が再生債権の調査において百九十八条第一項に規定する住

宅資金貸付債権の内容について述べた異議は、それぞれその時においてその効力を失う。ただしこれらの時までに、当該異議に係る再生債

二 いづれの届出再生債権者が提出した住宅資金特別各項の定めのない再生計画案が決議に付されず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案のみが決議に付されたとき 第百六十七条ただし書に規定する決定がされた時

三 届出再生債権者が提出した住宅資金特別各項の定めのない再生計画案が決議に付されず、住宅資金特別条項を定めた再生計画案のみが決議に付されたとき 第百六十七条第三項の規定により同項本文の異議が効力を生じた場合には、当該住宅資金貸付債権については、第百四条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

4 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第二項各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める時までに第百九十八条规定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないものは保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものが再生債権の調査において述べた異議についても、第二項と同様としている。この場合においては、当該異議を述べた考には、第百四条第三項及び第一百八十一条第二項の規定による確定判決と同一の効力は、及ばない。

5 再生債務者により住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出され、かつ、第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたときは、前項前段に規定する再生債権者又は保証会社は、第百七十一条第一項本文の異議を述べることができない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画案の決議等)

保証会社は、住宅資金貸付債権又は住宅資金借入権に付帯する債務の保証に基づく求償権については、議決権を有しない。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画案が提出されたときは、裁判所は、当該住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされる者の意見を聴かなければならぬ。第百六十七条の規定による修正（その修正が、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けることとされている者に不利な影響を及ぼさないことが明らかな場合を除く。）があつた場合における修正後の住宅資金特別条項を定めた再生計画案についても、同様とする。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画案に対する第百六十九条第一項の規定の適用について、同項第三号中「第百七十四条第二項各号」

(第二号を除く)】とあるのは、「第一二〇二条
第一項各号(第四号を除く)】とする。
(住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定等)
は不認可の決定等)

第二百二条 住宅賃金特別条項を定めた再生計画案が可決された場合には、監定所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。
裁判所は、住宅賃金特別条項を定めた再生計画案が可決されておらず、次の各号の一に該する場合に、監定所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

第一 第百七十四条第二項第一号又は第四号に規定する事由があるときは、再生計画不認可の決定を爲す。

二 再生計画が遂行可能であると認めることが
できないとき。
三 再生債務者が住宅の所有権又は住宅の用に
供されている土地を住宅の所有のため更に使

四 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。

3 住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けたこととされている者は、再生債権の届出をしていない場合であつても、住宅資金特別条項を

定めた再生計画案を認可すべきかどうかについて、意見を述べることができる。

4
は不認可の決定があったときは、住宅資金特別項を定めた再生計画の認可又は不認可の決定があったときは、住宅資金特別項によつて権利の変更を受けることとされいる者で再生債権の届出をしていないものに対

しても、その主旨及び理由の要旨を記載した書面を送達しなければならない。

5 住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等)の認可の決定が確定したときは、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(住宅資金特別条項を定めた再生計画の効力等)の認可の決定が確定したときは、第百七十四条第一項及び第二項の規定は、住宅及び住宅の敷地に設定されており、住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者が再生債務者の保証人その他再生債務者と共に債務を負担する者に対する有する権利については、適用しない。この場合において、再生債務者が連帯債務者の一人であるときは、住宅資金特別条項による期限の猶予は、他の連帯債務者に対しても効力を有する。

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定したときは、住宅資金特別条項によつて変更された後の権利については、住宅資金特別条項において、期限の利益の喪失について定めその他の住宅資金貸付契約における定めと同一の定めがされたものとみなす。ただし、第百九十九条第四項の同意を得て別段の定めをすることを妨げない。

3 住宅資金特別条項を定めた再生計画の認可の決定が確定した場合における第百二十三条第二項及び第一百八十二条第二項の規定の適用については、これらの規定中「再生計画で定められた住宅資金特別条項を除く。」に基づく「再生計画」(住宅資金特別条項を除く。)に基づく「弁済」とする。

4 住宅資金特別条項によって変更された後の権利については前項の規定により読み替えて適用される第一百八十二条第二項の規定を、住宅資金特別条項を除く。で定められた弁済期間」と同一の定めがされたものとみなす。ただし、第百八十二条の規定を適用しない。

(保証会社が保証債務を履行した場合の取扱い)

2 住宅資金特別条項を定めた再生計画の取消し

3 第二百三十三条第一項の規定の適用に

4 第二百四十二条の規定による保証債務の履行したことにより取得した権利に基づき再生活動としてした行為に影響を及ぼさない。

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同項の保証債務に係る求償権についての弁済をしていたときは、再生債務者は、同項本文の規定により、住宅資金貸付債権を有することとなつた者に對して、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権に有することとなつた者に對して交付しなければならない。

3 この場合において、保証会社は、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権についての弁済をすることを要しない。

4 第二百五十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第百五十五条第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不変期間内にされなかつた場合(第百七条及び第百九条の場合を除く。)、第二百三条第二項後段及び第百七十九条の規定は、適用しない。

5 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、住宅資金特別条項についての規定は、前項に規定する場合(保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く。)における当該住宅資金貸付債権を有する再生債務者の権利及び前条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利は、住宅資金特別条項における第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

6 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、当該再生債務者に再生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

7 第二百六十六条(外国管財人の権限等)

2 第二百六十七条(外国管財人の権限等)

3 第二百六十八条(再生手続の開始原因の推定)

4 第二百六十九条(簡易再生の決定)

5 第二百七十一条(簡易再生の決定)

6 第二百七十二条(簡易再生の決定)

7 第二百七十三条(簡易再生の決定)

8 第二百七十四条(簡易再生の決定)

9 第二百七十五条(簡易再生の決定)

10 第二百七十六条(簡易再生の決定)

11 第二百七十七条(簡易再生の決定)

12 第二百七十八条(簡易再生の決定)

13 第二百七十九条(簡易再生の決定)

14 第二百八十一条(簡易再生の決定)

15 第二百八十二条(簡易再生の決定)

16 第二百八十三条(簡易再生の決定)

17 第二百八十四条(簡易再生の決定)

18 第二百八十五条(簡易再生の決定)

19 第二百八十六条(簡易再生の決定)

20 第二百八十七条(簡易再生の決定)

21 第二百八十八条(簡易再生の決定)

22 第二百八十九条(簡易再生の決定)

23 第二百九十条(簡易再生の決定)

24 第二百九十二条(簡易再生の決定)

25 第二百九十三条(簡易再生の決定)

26 第二百九十四条(簡易再生の決定)

27 第二百九十五条(簡易再生の決定)

28 第二百九十六条(簡易再生の決定)

29 第二百九十七条(簡易再生の決定)

30 第二百九十八条(簡易再生の決定)

31 第二百九十九条(簡易再生の決定)

32 第三百十条(簡易再生の決定)

33 第三百十一条(簡易再生の決定)

34 第三百十二条(簡易再生の決定)

35 第三百十三条(簡易再生の決定)

36 第三百十四条(簡易再生の決定)

37 第三百十五条(簡易再生の決定)

38 第三百十六条(簡易再生の決定)

39 第三百十七条(簡易再生の決定)

40 第三百十八条(簡易再生の決定)

41 第三百十九条(簡易再生の決定)

42 第三百二十条(簡易再生の決定)

43 第三百二十一条(簡易再生の決定)

44 第三百二十二条(簡易再生の決定)

45 第三百二十三条(簡易再生の決定)

46 第三百二十四条(簡易再生の決定)

47 第三百二十五条(簡易再生の決定)

48 第三百二十六条(簡易再生の決定)

49 第三百二十七条(簡易再生の決定)

50 第三百二十八条(簡易再生の決定)

51 第三百二十九条(簡易再生の決定)

52 第三百三十条(簡易再生の決定)

53 第三百三十一条(簡易再生の決定)

54 第三百三十二条(簡易再生の決定)

55 第三百三十三条(簡易再生の決定)

七項ただし書及び第百九十条第一項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生債務者が再生計画によつて得た権利」とあるのは、「再生債務者が再生計画によつて得た権利」及び第二百四条第一項本文の規定により生じた效力」とする。

第十一章 外国倒産処理手続がある場合の特則

(外国管財人の協力)

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同項の保証債務に係る求償権についての弁済をしていたときは、再生債務者は、同項本文の規定により、住宅資金貸付債権を有することとなつた者に對して、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権に有することとなつた者に對して交付しなければならない。

3 この場合において、保証会社は、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権についての弁済をすることを要しない。

4 第二百五十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての第百五十五条第一項に規定する査定の申立てが同条第二項の不変期間内にされなかつた場合(第百七条及び第百九条の場合を除く。)、第二百三条第二項後段及び第百七十九条の規定は、適用しない。

5 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、住宅資金特別条項についての規定は、前項に規定する場合(保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合を除く。)における当該住宅資金貸付債権を有する再生債務者の権利及び前条第一項本文の規定により住宅資金貸付債権を有することとなる者の権利は、住宅資金特別条項における第百五十六条の一般的基準に従い、変更される。

6 保証会社が住宅資金貸付債権に係る保証債務を履行した場合には、当該再生債務者に再生手続開始の原因となる事実があるものと推定する。

7 第二百六十六条(外国管財人の権限等)

2 第二百六十七条(外国管財人の権限等)

3 第二百六十八条(再生手続の開始原因の推定)

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國倒産処理手続において再生債務者の再生手続に参加しているものを代理して、再生債務者の再生手続に参加することができる。

3 再生債務者等は、届出再生債務者(第二百一条(当該外國倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者)で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、外国管財人(当該外國倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者)に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供を求めることができる。

4 ができない。

5 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國管財人に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

(再生手続の開始原因の推定)

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國管財人に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

3 再生債務者等は、前項の規定による参加をした場合には、その代理する届出再生債務者のたために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債務者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債務者に参加していないものを代理して、当該外国倒産処理手続に参加することができる。

4 た場合には、その代理する届出再生債務者のために、外国倒産処理手続に属する一切の行為をすることができる。ただし、届出の取下げ、和解その他の届出再生債務者の権利を害するおそれがある行為をするには、当該届出再生債務者の授権がなければならない。

5 第十二章 簡易再生及び同意再生に関する特則

(外国管財人の権限等)

2 第二百六十七条(外国管財人の権限等)

3 第二百六十八条(再生手続の開始原因の推定)

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國管財人に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

3 再生債務者等は、届出再生債務者(第二百一条(当該外國倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者)で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、外国管財人(当該外國倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者)に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

4 ができない。

5 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國管財人に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

6 第二百六十六条(外国管財人の権限等)

2 第二百六十七条(外国管財人の権限等)

3 第二百六十八条(再生手続の開始原因の推定)

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國管財人に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

3 再生債務者等は、届出再生債務者(第二百一条(当該外國倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者)で、破産手続又は再生手続に相当するものをいう。以下同じ。)がある場合には、外国管財人(当該外國倒産処理手続において再生債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者)に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

4 ができない。

5 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國管財人に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

6 第二百六十六条(外国管財人の権限等)

2 第二百六十七条(外国管財人の権限等)

3 第二百六十八条(再生手続の開始原因の推定)

2 前項に規定する場合には、再生債務者等は、当該外國管財人に對し、再生債務者の再生のために必要な協力及び情報の提供をするよう努めるものとする。

より公告すべき事項を、第三十四条第一項の規定により定めた期間に変更を生じたときはその旨を、再生手続開始の決定を取り消す決定が確定したときはその主文を、それぞれ外国管財人に通知しなければならない。

(相互の手続参加)

2 前項本文の場合において、当該認可の決定の確定前に再生債務者が保証会社に対して同項の保証債務に係る求償権についての弁済をしていたときは、再生債務者は、同項本文の規定により、住宅資金貸付債権を有することとなつた者に對して、当該弁済を受けた額を同項本文の規定により住宅資金貸付債権に有することとなつた者に對して交付しなければならない。

3 前項の申立てをした場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

4 前項の申立てをした場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

5 前項の申立てをした場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

6 前項の申立てをした場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

7 前項の申立てをした場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

8 前項の申立てをした場合には、再生債務者等は、労働組合等にその旨を通知しなければならない。

9 前項の規定により期間が伸長されたときは、その伸長された期間内に、再生手続案を作成して裁判所に提出することができる。

10 第二節 簡易再生

(簡易再生の決定)

2 第二百一一条(裁判所は、債権届出期間の経過後に一般調査期間の開始前において、再生債務者等の申立てがあつたときは、簡易再生の決定(再生債務の調査及び確定の手続を経ない旨の決定をいう。以下同じ。)をする。この場合において、再生債務者等の申立ては、届出再生債務者の総債権について裁判所が評価した額の五分の三以上に当たる債権を有する届出再生債務者が、書面上により、再生債務者等が提出した再生手続案について同意して、かつ、第四章第三節に定める再生債務の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

3 第二百一十二条(裁判所は、第一項の規定により、再生債務の調査及び確定の手続を経ないことについて同意している場合に限り、することができる。

4 第二節 簡易再生

(簡易再生の決定)

再生手続開始前の罰金等及び債権者による意思がある旨の記載がされた場合における第百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権については、前各項の規定は、適用しない。

再生債務者が債権者一覧表に住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出する意思がある旨の記載をした場合には、第二百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権を有する再生債権者であつて当該住宅資金貸付債権以外に再生債権を有しないもの及び保証会社であつて住宅資金貸付債権に係る債務の保証に基づく求償権以外に再生債権を有しないものは、第一項本文及び第三項の異議を述べることができない。

(再生債権の評価)

第二百二十七条 前条第一項本文又は第三項の規定により再生債務者又は届出再生債権者が異議を述べた場合には、当該再生債権を有する再生債権者は、裁判所に対し、異議申述期間の末日から三週間の不变期間内に、再生債権の評価の申立てをするべきものである。前項本文又は第三項の異議は、なかつたものとみなす。

前項ただし書の場合において、前項本文の不変期間内に再生債権の評価の申立てがなかつたときは又は当該申立てが却下されたときは、前条第一項本文又は第三項の異議は、なかつたものとみなす。

再生債権の評価の申立てをするときは、申立人は、その申立てに係る手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

前項に規定する費用の予納がないときは、裁判所は、再生債権の評価の申立てを却下しなければならない。

裁判所は、第二百二十三条第一項の規定による決定において、同条第二項第二号に掲げる事項を個人再生委員の職務として指定する場合は、裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間をも定めなければならない。

第二百二十三条第二項第二号に掲げる事項を職務として指定された個人再生委員は、再生債務者若しくはその法定代理人又は再生債権者（当該個人再生委員が同項第一号に掲げる事項をも職務として指定された場合は、再生債権者）に対し、再生債権の存否及び額並びに担保不足見込額に関する資料の提出を求めることができる。

7
再生債権においては、裁判所は、再生債権の評価の申立てに係る再生債権について、その債権の存否及び額又は担保不足見込額を定める。

8
裁判所は、再生債権の評価をする場合には

9 第七項の規定による再生債権の評価についての規定は、第二百二十二条第五項の規定を準用する。

10 再生手続開始前の罰金等及び債権者一覧表を提出する旨の記載がされた場合における第二百九十八条第一項に規定する住宅資金貸付債権についての規定は、適用しない。
(貸借対照表の作成等の免除)

第二百二十八条 小規模個人再生においては、再生債務者は、第二百二十四条第二項の規定による貸借対照表の作成及び提出をする必要はない。

第二百二十九条 小規模個人再生における再生計画による権利の変更の内容は、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権の弁済の時期若しくは第八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをする場合を除き、再生債権者の間では平等でなければならぬ。

2 再生債権者の権利を変更する条項における債務の期限の猶予については、前項の規定により別段の定めをする場合を除き、次に定めるところによらなければならない。

一 弁済期が三月に一回以上到来する分割払の方法によること。

二 最終の弁済期を再生計画認可の決定の確定の日から三年後の日が属する月中の日(特別の事情がある場合には、再生計画認可の決定の確定の日から五年を超えない範囲内で、三年後の日の属する月の翌月の初日以降の日)とすること。

3 第一項の規定にかかわらず、再生債権のうち次に掲げる請求権については、当該再生債権者の同意がある場合を除き、債務の減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができるない。

一 再生債務者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

二
再生債務者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）
三
次に掲げる義務に係る請求権

イ 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務

ロ 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

ハ 民法第七百六十六条及び第七百六十六条の三（これららの規定を同法第七百四十九条、第七百七十七条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務

二 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務

ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であつて、契約に基づくもの

一 住宅資金特別条項によつて権利の変更を受ける者と他の再生債権者との間については第一項の規定を、住宅資金特別条項については第二項の規定を適用しない。

（再生計画案の決議）

第二百三十条 裁判所は、一般異議申述期間（特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間を含む。）が経過し、かつ、第二百二十五条第一項の報告書の提出がされた後でなければ、再生計画案を決議に付することができない。当該一般異議申述期間内に第二百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合（特別異議申述期間が定められた場合には、当該特別異議申述期間内に同条第三項の規定による異議が述べられた場合を含む。）には、第二百二十七条第一項本文の不变期間を経過するまでの間（当該不变期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価ができるまでの間）も、同様とする。

裁判所は、再生計画案について第百七十四条第二項各号（第三号を除く。住宅資金特別条項を定めた再生計画案については、第二百二条第二項第一号から第三号まで）又は次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認める場合には、その再生計画案を決議に付することができない。

再生計画案の提出があつたときは、裁判所は、前二項の場合を除き、議決権行使の方法としての第百六十九条第二項第二号に掲げる方法

及び第七十二条第二項（同条第三項において「準用する場合を含む。」）の規定により議決権の不統一行使をする場合における裁判所に対する通知の期限を定めて、再生計画案を決議に付する旨の決定をする。

4 前項の決定をした場合には、その旨を公告するとともに、議決権者に対し、同項に規定する期限、再生計画案の内容又はその要旨及び再生計画案に同意しない者は裁判所の定める期間内に同項の規定により定められた方法によりその旨を回答すべき旨を通知しなければならない。

5 第三項の決定があつた場合における第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項中「第一百六十九条第二項前段」とあるのは、「第二百三十条第三項」とする。

6 第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を同項の方法により回答した議決権者が議決権者の総数の半数に満たず、かつ、その議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えたないときは、再生計画案の可決があつたものとみなす。

7 再生計画案に同意しない旨を第四項の方法により回答した議決権者のうち第百七十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその有する議決権の一部のみを行使したものがあるときの前項の規定の適用については、当該議決権者一人につき、議決権者総数に一を、再生計画案に同意しない旨を第四項の方法により回答した議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

8 届出再生債権者は、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられないかつた届出再生債権（第二百二十六条第五項に規定するものを除く。以下「無異議債権」という。）については届出があつた再生債権の額又は担保不足見込額に応じて、第二百二十七条第七項の規定により裁判所が債権の額又は担保不足見込額を定めた再生債権（以下「評価済債権」という。）についてはその額に応じて、それぞれ議決権を行使することができる。

（再生計画の認可又は不認可の決定）

第二百三十三条 小規模個人再生において再生計画案が可決された場合には、裁判所は、第百七十四条第二項（当該再生計画案が住宅資金特別条項を定めたものであるときは、第二百二十六条第

務を負担する者に対し有する権利及び再生債権者以外の者が再生債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

ある場合における第二項及び第三項の規定の適用については、第二項中「届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者」と、第三項中「及び届出再生債権者」とあるのは「届出再生債権者及び住宅資金特別条項によつて権利の変更を受けた者」とする。

第六項の規定にかかるわらず、共助対象外国租税の請求についての同項の規定による裁量の範囲は、

和の請求権についての同項の規定による分譲の効力は、租税条約等実施特例法第十一項第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。
(再生計画の取消し)

（再生手続の廃止）

画認可の決定が確定した場合には、計画弁済総額が、再生計画認可の決定があつた時点で再生債務者につき破産手続が行われた場合における基準債権に対する配当の総額を下回ることが明らかになつたときも、裁判所は、再生債権者の申立てにより、再生計画取消しの決定をすることができる。この場合においては、第百八十九条第二項の規定を準用する。

第二百三十七条 小規模個人再生においては、第一百三十条第四項の期間内に再生計画案に同意しない旨を同項の方法により回答した議決権者が、議決権者総数の半数以上となり、又はその議決権の額が議決権者の議決権の総額の二分の一を超えた場合にも、裁判所は、職権で、再生手続廃止の決定をしなければならない。この場合においては、同条第七項の規定を準用する。

第二百三十八条 小規模個人再生において、再生債務者が財産

目録に記載すべき財産を記載せず、又は不正の記載をした場合には、裁判所は、届出再生債権者若しくは個人再生委員の申立てにより又は職権で、再生手続廃止の決定をすることができると。この場合においては、第二百九十三条第二項の規定を準用する。

(通常の再生手続に関する規定の適用除外)

第二百三十八条 小規模個人再生においては、第三十四条第一項、第三十五条、第三十七条本文(約定劣後再生債権に係る部分に限る)及びただし書、第四十条、第四十条の二(民法第四百

二十三條第一項又は第四百二十三条の七の規定により再生債権者の提起した訴訟に係る部分を除く。）、第四十二条第二項（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）、第三章第一節及び第二節、第八十五条第六項、第八十七条第三項、第八十九条第二項及び第九十四条第一項（これらに規定する部分に限る。）、第四章第三節（第四項までを除く。）及び第四節、第一百二十六条、第六章第二節、第一百五十五条第一項から第三項まで、第一百五十六条（約定劣後再生債権に係る部分に限る。）、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十三条第二項、第一百六十四条第二項後段、第一百六十五条第一項、第七章第三節、第一百七十二条を除く。）、第一百七十四条第一項、第一百七十四条の二、第一百七十五条第二項、第一百七十八条から第一百八十条まで、第一百八十二条第一項及び第二項、第一百八十五条（第一百八十九条第八項、第一百九十一条第二項及び第一百九十五条第七項において準用する場合を含む。）、第一百八十六条第三項及び第四項、第一百八十七条、第一百八十八条、第二百条第二項及び第四項、第二百二条第一項、第二百五条第二項並びに第十二章の規定は、適用しない。

第二節 紹与所得者等再生

4 ない。ただし、債権者が再生手続開始の申立てをした場合については、この限りでない。

裁判所は、第二項の申述が前項本文に規定する要件に該当しないことが明らかであると認めることは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を通常の再生手続により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が前項本文の規定により通常の再生手続による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

5 前項に規定する場合のほか、裁判所は、第二項の申述があつた場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があることが明らかであると認めるときは、再生手続開始の決定前に限り、再生事件を小規模個人再生により行う旨の決定をする。ただし、再生債務者が第三項本文の規定により小規模個人再生による手続の開始を求める意思がない旨を明らかにしていたときは、裁判所は、再生手続開始の申立てを棄却しなければならない。

一 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得る見込みがある者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さないと見込まれる者に該当しないこと。

二 再生債務者について次のイからハまでに掲げる事由のいずれかがある場合において、それぞれイからハまでに定める日から七年以内に当該申述がされたこと。

イ 給与所得者等再生における再生計画が遂行されたこと 当該再生計画認可の決定の確定の日

ロ 第二百三十五条第一項（第二百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する免責の決定が確定したこと 当該免責の決定に係る再生計画認可の決定の確定の日

ハ 破産法第二百五十二条第一項に規定する免責許可の決定が確定したこと 当該決定の確定の日

（再生計画案についての意見聴取）

第二百四十条 紿与所得者等再生において再生計画案の提出があつた場合には、裁判所は、次に掲げる場合を除き、再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聴く旨の決定をしなければならない。

一 再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由があると認めるとき。

二 一般異議申述期間が経過していないか、又は当該一般異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百二十六条第一項本文の規定による異議が述べられた場合において第二百四十四条において準用する第二百二十一条第一項本文の不变期間が経過していないとき（当該不变期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされていないとき）。

三 特別異議申述期間が定められた場合において、当該特別異議申述期間が経過していないか、又は当該特別異議申述期間内に第二百四十四条において準用する第二百二十六条第三項の規定による異議が述べられたときであつて第二百四十四条において準用する第二百二十七条第一項本文の不变期間が経過していないとき（当該不变期間内に再生債権の評価の申立てがあつたときは、再生債権の評価がされていないとき）。

四 第百二十五条第一項の報告書の提出がされていらないとき。

2 前項の決定をした場合には、その旨を公告し、かつ、届出再生債権者に対して、再生計画案の内容又はその要旨を通知するとともに、再生計画案について次条第二項各号のいずれかに該当する事由がある旨の意見がある者は裁判所の定める期間内にその旨及び当該事由を具体的に記載した書面を提出すべき旨を通知しなければならない。

3 給与所得者等再生における第九十五条第四項及び第六十七条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「再生計画案を決議にする旨の決定」とあるのは、「再生計画案を認可すべきかどうかについての届出再生債権者の意見を聽く旨の決定」とする。
（再生計画の認可又は不認可の決定等）

第二百四十二条 前条第二項の規定により定められた期間が経過したときは、裁判所は、次項の場合を除き、再生計画認可の決定をする。

一 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。

一 第百七十四条第二項第一号又は第二号に規定する事由（再生計画が住宅資金特別条項を定めたものである場合については、同項第一号又は第二百二条第二項第二号に規定する事由）があるとき。

再生債権の内容及び原因並びに議決権の額、第百五条第一項本文に規定する異議等のある再生債権の数、再生計画による権利の変更の有無及び内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、当該決定と同時に、破産債権であつて当該再生手続において再生債権としての届出があつたもの（再生手続開始前の罰金等及び共助対象外国税の請求権を除く。以下この条において同じ。）を有する破産債権者は当該破産債権の届出をすることを要しない旨の決定をすることができる。

裁判所は、前項の規定による決定をしたときは、破産法第三十二条第一項の規定による公告に、破産債権であつて前項の再生手続において再生債権としての届出があつた債権者（当該再生手続において当該届出をした者（当該再生手続において当該届出があつた債権について届出名義の変更を受けた者がある場合においては、その者。第六項において同じ。）が、破産法第二百十一条第一項に規定する債権届出期間の初日に、破産債権の届出（同項第四号に掲げる事項の届出を含む。）をしたものとみなす。

前項の場合においては、当該再生債権としての届出があつた債権についての次の各号に掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権についての議決権の額及び再生債権の原因の届出 破産法第二百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

二 当該再生債権としての届出があつた債権についての額及び再生債権の原因の届出
第九十四条第一項に規定する再生債権の内容の届出 破産法第二百十一条第一項第三号法第二百十一条第一項第一号に掲げる破産債権の額及び原因の届出

四 第八十七条第一項第一号、第二号又は第三号に掲げる債権についての第九十四条第一項に規定する再生債権についての議決権の内容としての額及び再生債権についての議決権の額の届出第一項第三号に掲げる劣後の破産債権である旨の届出

五 約定劣後再生債権である旨の届出があつた債権についての第九十四条第一項に規定するその旨の届出 破産法第一百一一条第一項第三号に掲げる約定劣後破産債権である旨の届出

六 第九十四条第二項に規定する別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出 破産法第一百一一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額の届出

前項各号（第四号を除く。）の規定にかかわらず、第一項の再生手続が小規模個人再生又は給与所得者等再生であるときは、届出があつた再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額（第二百一十五条の規定により届出をしたものとみなされる再生債権の額及び原因並びに担保不足見込額を含む。）を破産債権の額及び原因並びに破産法第一百十一条第二項第二号に掲げる別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額として届出をしたものとみなす。

前三項の規定は、当該再生債権としての届出をした者が破産法第一百十一条第一項に規定する債権届出期間内に破産債権の届出をした場合は、当該再生債権としての届出をした者が有する第三項の再生債権としての届出があつた債権については、適用しない。

前各項の規定は、再生計画の履行完了前に再生債務者についてされる破産手続開始の決定による破産手続について準用する。

（否認の請求を認容する決定に対する異議の訴え等の取扱い）

七 第二百五十四条 再生計画不認可、再生手続廃止又は再生計画取消しの決定の確定により再生手続が終了した場合において、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、第六十八条第二項又は第二百三十七条第六項の規定により中断した同条第

一項の訴えに係る訴訟手続（再生手続が終了した際現に係属する同項の訴えに係る訴訟手続で、第一百四十二条第一項の規定により中断しているものを含む。第三項及び第四項において同じ。）は、破産管財人においてこれを受け継ぐことができる。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

前項の場合においては、相手方の否認権限を有する監督委員又は管財人にに対する訴訟費用請求権は、財団債権とする。

第一項の場合において、第六十八条第二項又は第一百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続について第一項の規定による受継があるまでに破産手続が終了したときは、当該訴訟手続は、終了する。

第六十八条第二項又は第一百三十七条第六項の規定により中断した同条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものは、その中断の日から一月（その期間中に第二百五十一条第一項第一号の規定による保全処分等又は第二百五十二条第二項各号に掲げる破産手続開始の申立てに係る破産手続における保全処分等がされたいた期間があるときは、当該期間を除く。）以内に第二百五十二条第一項各号に規定する破産手続開始の決定がされていないときは、終了する。

五百二十二条の二第一項の規定により引き続き係属するものとされる第一百五条第一項本文の査定の申立てに係る査定の手続は、第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定があつたときは、終了するものとする。この場合においては、五百二十二条の二第三項の規定は、適用しない。

六 第四項の規定は、五百十二条の二第四項の規定により中断した第一百六条第一項の訴えに係る訴訟手続であつて破産手続開始前の再生債務者についての再生事件に係るものについて準用する。

五百二十五条 第二百五十五条 再生手続開始の前後を問わず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債務者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる（詐欺、再生罪）

行為の相手方となつた者も、再生手続開始の決定期が確定したときは、同様とする。

二 債務者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三 債務者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四 債務者の財産を債権者の不利益に処分し、又は債権者に不利益な債務を債務者が負担する行為

前項に規定するもののほか、債務者について管理命令又は保全管理命令が発せられたことを問わず、特定の債権者に対する債務について、他の債権者を害する目的で、管財人は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(監督委員等の特別背任罪)

第二百五十七条 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員(以下この項において「監督委員等」という。)が法人であるときは、前項の規定は、監督委員等の職務を行う役員又は職員に適用する。

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第二百五十八条 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であった者が、同項若しくは同条第二項において準用する同条第一項(これらの規定を第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は

- 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄
(施行期日)
八号抄

(施行期日)
第一條 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一章第一節(別表第一から別表第四までを含む。)並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定(公布の日(罰則に関する経過措置))
第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお從前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月三日法律第一五五号）抄

- | | | | | |
|---|--|---------------------------|----------------------------|--|
| | | | | 附 則（平成一四年一二月一三日法律第
五百五号）抄 |
| | | | | （施行期日） |
| | | | | 第三条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置） |
| | | | | 第一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。 |
| | | | 附 則（平成一五年八月一日法律第一三
四号）抄 | （施行期日） |
| | | | | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置） |
| | | | 附 則（平成一五年八月一日法律第一三
八号）抄 | （施行期日） |
| | | | | 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| | | | | 第十四条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。 |
| | | 附 則（平成一六年六月一日法律第七六
号）抄 | （施行期日） | 第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。 |
| | | | | 第十五条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）前にされた第一条の規定による改正前の民事再生法（附則第五条第十九項、第六条第一項、第十二条第一項及び第十三条において「旧民事再生法」という。）第二十一条又は第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件について、なお從前の例による。 |
| | | | | 前項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に第一条の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件について、なお從前の例による。 |
| 5 | | | | （民事再生法の一部改正に伴う経過措置） |
| | | | | 第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた第一条の規定による改正前の民事再生法（附則第五条第十九項、第六条第一項、第十二条第一項及び第十三条において「旧民事再生法」という。）第二十一条又は第二百九条第一項の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件について、なお從前の例による。 |
| | | | | 前項の規定にかかわらず、同項の再生事件における再生債務者について施行日以後に新民法第二百五十二条第一項各号又は第三項に規定する破産手続開始の決定をする場合は、新民事再生法第二百五十三条の規定を適用する。 |

(罰則の適用等に関する経過措置)
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条

- 第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。この場合において、旧民事再生法第二百四十六条及び第二百四十七条の規定の適用については第一号に掲げる再生手続開始の決定は同号に定める再生手続開始の決定と、旧会社更生法第二百五十五条及び第二百五十六条の規定の適用については第二号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、旧更生特例法第五百三十九条及び第五百四十条の規定の適用については第三号に掲げる更生手続開始の決定は同号に定める更生手続開始の決定と、それぞれみなす。

一 新民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定 旧民事再生法の規定によりされた再生手続開始の決定

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加
べる規定 公布の日から起算して二年六月を超
えない範囲内において政令で定める日

十六条第一項の規定、第二百十九条中人事訴訟法第九条に一項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に「一条を加える改正規定、同法第二百二十二条第二項の改正規定、同法第二百三十六条の次に「一条を加える改正規定及び同法第二百九十二条第三項の改正規定(「第六十一条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定、第三百四条中非訟事件手続法第三十三条第一項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定(「第三百一十六条中家事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定(「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項の改正規定(「第三項を「第六十一条第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第一項の改正規定、第三百四十一条中「家庭裁判所及び」をあるのは「高等裁判所及び」として、「第六十一条第五項の改正規定、第三百四十一条中「家庭裁判所及び」を加える部分に限る。)、同法第二百六十五条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第五項の改正規定、第三百五十六条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「第六十一条第五項の改正規定、第三百四十一条中「家庭裁判所及び」を削る部分に限る。)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。(政令への委任)

別表（第十八条関係）

別表(第十八条関係)		文一項本		第一百十一条		第二項第十条		第一条第一款		第三条第一項		第十一条第一項		第十一条第一項	
第一項		三百三十条		三百三十条		三百三十条		三百三十条		三百三十条		三百三十条		三百三十条	
電磁的記録	当該書面又は電磁的記録	記載された書面又は電磁的記録	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載又は記録	記載又は記録	書類又は電磁的記録	書類又は電磁的記録	前条の規定による措置を開始した	前条の規定による措置を開始した	裁判所書	裁判所書	裁判所へべき旨の掲示を始めた	裁判所へべき旨の掲示を始めた	裁判所が送達すべき書類を保管し、いざに交付するべき者に交付するべき旨の掲示を始めた	裁判所が送達すべき書類を保管し、いざに交付するべき者に交付するべき旨の掲示を始めた
これに類する書面又は電磁的記録	当該書面	た書面	記載され始めた	記載された	記載	書類	書類	裁判所へべき旨の掲示を始めた	裁判所へべき旨の掲示を始めた	裁判所書	裁判所書	裁判所へべき旨の掲示を始めた	裁判所へべき旨の掲示を始めた	裁判所が送達すべき書類を保管し、いざに交付するべき者に交付するべき旨の掲示を始めた	裁判所が送達すべき書類を保管し、いざに交付するべき者に交付するべき旨の掲示を始めた

項 条 六 第 二 百 四 一 百	項 条 三 第 二 百 三 一 百
記 録 し な け れ ば	電 子 調 書
記 載 し な け れ ば	調 書